

松田町有料広告の取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、松田町の資産を広告媒体として活用し、私企業及び個人事業主等（以下「企業等」という。）の広告を掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告を掲載することができる町の財産（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する広報紙
- (2) 町のホームページ
- (3) 町が作成する封筒及び冊子類等の印刷物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が広告の掲載を適当と認めるもの

(広告掲載基準)

第3条 町長は、次のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが不適当であると町長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載の優先順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、一般社団法人及び一般

財団法人の広告

- (2) 公共性のある事業所及び企業等の広告
- (3) 町内の事業所及び企業等の広告
- (4) 前3号に掲げるもの以外の広告
(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、掲載位置及び掲載期間等は、広告媒体ごとに別に定める。

- 2 広告掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることのないよう十分配慮して行わなければならない。
(広告の募集等)

第6条 広告の募集は、広報まつだ及び町のホームページ等により公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

- 2 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により提出された原稿を返却しないものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定により申込書を受け付けたときは、その内容を審査し、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、優先順位を同じくする複数の広告掲載申込があったときは、申込の受付順とする。
- 3 広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。
- 4 町長は、広告掲載の可否の決定をしたときは、その結果を広告掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(有料広告審査会)

第9条 有料広告の取扱いに関して必要な審査を行うため、有料広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、町広報編集委員会の構成員をもって充てる。
- 3 会長は、広報主管課長を充て、審査会の会務を総理する。
- 4 審査会の庶務は、広報主管課において処理する。

(審査会の開催)

第10条 審査会の開催は、原則月1回とし、町広報編集委員会が終了した後、開催するものとする。

(広告掲載料の納入等)

第11条 広告主は、町長が指定した期限までに、広告掲載料を納入しなければならない。

- 2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告の掲載ができない場合その他町長が認める場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 原稿及び広告物に係る経費は、広告主が負担するものとする。

(広告内容の変更)

第13条 広告主は、広告掲載の内容を変更しようとするときは、広告掲載変更申込書（第3号様式。以下「変更申込書」という。）に変更後の原稿案を添えて町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定により変更申込書の提出を受けたときは、審査会に意見を求め、掲載の可否を決定するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更については、審査会の開催を省略できるものとする。

(1) 文字の書体又は書式の変更

- (2) 誤字・脱字等による変更
 - (3) 広告デザインで文字部分の装飾又は網掛け等の変更
 - (4) その他町長が軽微な変更と認めるもの
- (広告掲載決定の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第3条に規定する基準を満たさないと認められる場合
- (2) 指定した期限までに広告主が広告掲載料の納入又は原稿の提出をしない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政運営上支障があると町長が認める場合

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとし、取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載料については、原則返還しないものとする。ただし、広告主の責めによらない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を返還するものとし、広告媒体ごとに別に規定する。

(庶務)

第17条 広告媒体への広告掲載に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。